

国立療養所東北新生園 標準文書保存期間基準

文書管理者： 歯科医長

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
1 診療に関する事項	職員の診療内容に関するこ と	職員の診療行為に対する診療録	・ 職員診療録	歯科	診療録等	職員診療録	5 年		廃棄
	入所者の診療内容に関する こと	入所者の診療行為に対する診療録	・ 入所者診療録	歯科	診療録等	入所者診療録			
	診療内容に関すること	診療行為に対する照射記録	・ 照射記録	歯科	照射記録等	照射記録			
2 医療に関する事項	歯科医療に関する事項	歯科医療に対する文書	・ 歯科診療に対する通知文書	歯科	文書	歯科診療に対する通知文書	5 年		廃棄